



指名停止処分について

- 1 趣 旨 独占禁止法違反行為による指名停止処分
- 2 業 者 新明和工業 株式会社 代表取締役 五十川 龍之
兵庫県宝塚市新明和町1-1
- 3 期 間 令和7年5月21日から令和7年8月20日まで（3カ月間）
- 4 概 要 上記業者は、機械式駐車装置の設置工事に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日に公正取引委員会から、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項に基づく課徴金納付命令を受けた。
このことは、坂出市建設工事指名停止等措置要領別表第13号（独占禁止法違反行為）に該当するため指名停止を行う。

※課徴金減免制度の適用について

課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、措置要領第3条第2項の規定に基づき、通常月数の2分の1の措置としている。

【問合先】

坂出市総務部総務課契約係

TEL 0877-44-5002（内線143）

FAX 0877-46-4056